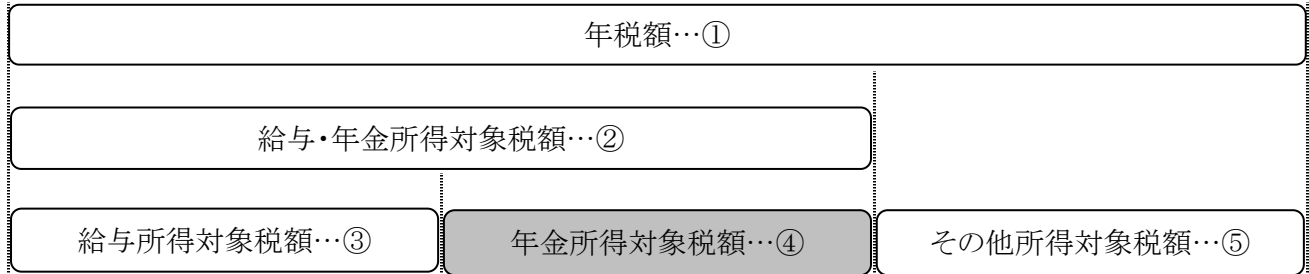


○ 公的年金から天引きになる税額の計算方法について

公的年金から天引きになる税額の計算方法は、次のとおりになります。ご不明な点等については、お問い合わせください。

〈年金所得がある人の税額計算の流れ〉



- ① 全ての所得，所得控除，税額控除を基に「年税額」を計算します。
- ② 給与・年金所得と全ての所得控除，税額控除を基に「給与・年金所得対象税額」を計算します。
- ③ 給与所得と全ての所得控除，税額控除を基に「給与所得対象税額」を計算します。
- ④ ②「給与・年金所得対象税額」から③「給与所得対象税額」を引いて「年金所得対象税額」を計算します。
- ⑤ ①「年税額」から②「給与・年金所得対象税額」を引いた残りが「その他所得対象税額」になります。

※ここでいう給与所得には，市・県民税の徴収方法が給与天引きになる場合のみ該当します。市・県民税の徴収方法が普通徴収となる給与所得は，その他所得に区分されます。

〈計算例〉 夫65歳，妻65歳の夫婦2人ぐらして，年金所得のほか給与所得（給与天引き分）があり，昨年度の市・県民税は全て給与からの天引きで納めていた人（今年度が年金天引きの初年度になる人）の場合

| 【所得】 | 【所得控除】 | 【税額控除】 |
|--------------------------|------------------------|----------------------|
| 年金所得 600,000円 | 社会保険料控除 210,000円 | 調整控除 5,000円 |
| 給与所得 1,500,000円 | 配偶者控除 330,000円 | 〔 市民税分 3,000円〕 |
| | 基礎控除 330,000円 | 〔 県民税分 2,000円〕 |
| 合計 2,100,000円 | 合計 870,000円 | 合計 5,000円 |

1 上記①～⑤の額を計算します。

① 「全体分」の年税額

$$2,100,000円 - 870,000円 = 1,230,000円(課税標準) \cdots A$$

$$A \times 6\%(税率) - 3,000円(調整控除) = 70,800円(100円未満切捨て) \cdots \text{【市民税所得割額】}$$

$$A \times 4\%(税率) - 2,000円(調整控除) = 47,200円(100円未満切捨て) \cdots \text{【県民税所得割額】}$$

$$\text{【市民税額】 市民税所得割額} + \text{市民税均等割額} = 70,800円 + 3,500円 = 74,300円 \cdots \text{ア}$$

$$\text{【県民税額】 県民税所得割額} + \text{県民税均等割額} = 47,200円 + 2,500円 = 49,700円 \cdots \text{イ}$$

$$\text{【年税額】 ア} + \text{イ} = 124,000円$$

② 「給与・年金所得対象税額」

この場合は，①と同額になります。

③ 「給与所得対象税額」

1,500,000円 - 870,000円 = 630,000円(課税標準)…B
 B × 6%(税率) - 3,000円(調整控除) = 34,800円(100円未満切捨て) … 【市民税所得割額】
 B × 4%(税率) - 2,000円(調整控除) = 23,200円(100円未満切捨て) … 【県民税所得割額】
【市民税額】 市民税所得割額 + 市民税均等割額 = 34,800円 + 3,500円 = 38,300円 … ウ
【県民税額】 県民税所得割額 + 県民税均等割額 = 23,200円 + 2,500円 = 25,700円 … エ
【給与所得対象税額】 ウ + エ = **64,000円**

※ 均等割額を加算する優先順位は、「給与所得対象税額」⇒「年金所得対象税額」⇒「その他所得対象税額」となります。例えば、「給与所得対象税額」がある場合は、均等割額は給与天引きされる税額に加算されます。「給与所得対象税額」がない場合は、次の順位の税額に加算されます。

④ 「年金所得対象税額」

【年金所得対象税額】

給与・年金対象税額 - 給与所得対象税額 = 124,000円 - 64,000円
 = 60,000円

⑤ 「その他所得対象税額」

この場合はありません。

2 徴収方法ごとの税額は次のとおりになります。

【給与天引きになる税額】…③

給与所得対象税額 64,000円を12で割った金額が、6月から翌年5月までの給与から毎月天引きになります。(100円未満の端数がある場合は6月分にまとめます。)

| | 6月 | 7月～ | 合計 |
|----|-------|-------|--------|
| 税額 | 5,700 | 5,300 | 64,000 |

【年金天引きになる税額】…④

年金所得対象税額 60,000円の半分の金額を普通徴収(第1～2期)で納めていただき、残りの金額が年金から天引きになります。(1,000円未満の端数があるときは普通徴収分にまとめます。)

したがって、普通徴収分は半分の30,000円を2で割った額(1,000円未満の端数がある場合は1期にまとめます)ずつ、年金天引き分は半分の30,000円を3で割った額(100円未満の端数がある場合は10月分にまとめます)ずつとなります。

| | 普通徴収 | | 年金天引き(本徴収) | | |
|-----------|--------|--------|------------|--------|--------|
| | 第1期 | 第2期 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 税額 | 15,000 | 15,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| 徴収方法ごとの税額 | 30,000 | | 30,000 | | |
| 合計 | 60,000 | | | | |

<参考:昨年度(65歳になる前)までの徴収方法>

給与・年金所得対象税額全てが給与天引きとなっていました。

| | 6月 | 7月～ | 合計 |
|----|--------|--------|---------|
| 税額 | 10,700 | 10,300 | 124,000 |

<参考:翌年度以降の徴収方法>

| | 年金天引き(仮徴収) | | | 年金天引き(本徴収) | | |
|----|----------------|----|----|-------------------|-----|----|
| | 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 税額 | (前年度分の年税額) ÷ 6 | | | (年税額 - 仮徴収税額) ÷ 3 | | |

3 税額決定通知書の送付時期は次のとおりです。

- 給与天引き分:5月中旬に勤務先を通してお届けします。
- 年金天引き分及び普通徴収分:6月中旬にご自宅へ郵送します。